

大仏造立への道程

——聖武天皇の「彷徨五年」——

瀧 浪 貞 子

はじめに

天平十三年（七四一）十月壬午の日、聖武天皇は鈴鹿王（知太政官事兼式部卿）と藤原豊成（兵部卿兼中衛大將）の二人を留守官として平城京を出立した。いわゆる「関東行幸」―東国行幸の始まりである。以後五年間、聖武は平城京に戻ることはない。「彷徨五年」などと呼ばれ、その行動が不可解とされている期間がこれである。

ことの始まりは出立の三日前、聖武天皇が大將軍大野東人らに対して発した次のような勅にある。

勅大將軍大野朝臣東人等曰、朕縁有_レ所_レ意、今月之末、暫往_二関東_一、雖_レ非_二其時_一、事不_レ能_レ已、將軍知_レ之、不_レ須_二驚恠_一、

（『統日本紀』天平十二年十月二十六日条）

この時大野東人は、九州で反乱を起した藤原広嗣征討のため大將軍として派遣され、現地にいた。聖武が「其の時ではないが――」と言ったのは、むろん事件がなお解決していなかったからである。

あらためて述べるまでもなく広嗣の乱は、七世紀末の壬申の乱以来の大事件であり、人々に少なからざる衝撃を与えた。そこから「関東行幸」についても、平城京で内乱が誘発されることを警戒した聖武が、一時的に退避するために離京したものと、とか逆に、平定を祈願するための伊勢神宮行幸であった、といった理解がなされている。しかし後者はともかく、前者なら、離京はかえって内乱を誘発する条件を与えるだけで、理解の方向が逆であろう。それよりも事件に直接かかわっての行幸なら、これを知った東人が「驚恚」するはずがない。それどころか理由を明示し、東人を激励する言葉があつてしかるべきである。その時ではないが、都を離れることに驚く、という聖武の言葉には、明らかに弁明の意がこめられている。この東国行幸をわたくしは、直接乱にかかわるものではなかったと考える。

しかし、にもかかわらず出立した聖武の意図は奈辺にあつたのか。東人たちが現地で奮闘中であることは百も承知で、「その時ではないが」としながらも、「事不能_レ已」とて出立しているのは、別の見方をすれば、聖武にとって出立の機会は今しかない、という切迫した状況にあつたともいえよう。乱に直接かかわることではないが、しかし乱の最中に出かけてこそ意義がある——聖武の東国行幸は、そんな感じで行われている。

それにしても、なぜこんな時期に出発したのか。聖武の「意_{おも}ふ所」とは何であつたのか。ことさら「暫住_三関東_一かん」という聖武の言葉が、単なる思いつきとか衝動的なものであつたとは思えない。

東国行幸に始まる「彷徨五年」については、その間国分寺建立の勅や懸田永世私財法が發布され、奈良時代でも重要な施策の行われた時期であることは承知しているものの、この間における聖武天皇の行動を十分理解できていないのが現状ではなからうか。こんにちからみれば、全くの浪費に終つたとしかいいようのない五年間であるが、聖武にとつては無意味な期間ではなかつたはずであり、その真意を理解することが必要であらう。少なくともこの

時期を抜きにして聖武天皇を語ることはできない。

そこで本稿では、聖武の行動を詳しく跡づけながら、「彷徨五年」の意味を考えてみたいと思う。なお、とくに記さない限り、史料は『続日本紀』によっている。

一 聖武天皇の「関東行幸」

十月壬午、平城京を出立した聖武天皇一行は山辺郡竹谿村堀越頓宿から伊賀を経て十一月二日、伊勢国壹志郡河口頓宮に到着、ここで東人から広嗣の逮捕、ついで広嗣誅殺の報を受けている(五日)。ちなみに広嗣の逮捕が伝えられた(三日)のは、大井王や中臣・忌部らを遣わして伊勢神宮に奉幣したその日のことであった。ただしその前後関係はわからない。またこの河口頓宮には前後十日間滞在したが、その間、ここを「関宮」と名づけている^④が留意される。ここは大和・伊賀から伊勢へ越える要衝の地であり、以前から関塞が設けられていたから、それにならむ呼称であろうが、ことさら関宮と命名した背景には、この地で事件解決の報を受けたことに加えて、東国行幸の終点と考えている不破関と首尾対応させるという意図がこめられていたと考える。後者については、のちにあらためてふれよう。

さて、この関宮(河口頓宮)を十二日に出発した聖武一行は、その後、壹志郡(衙)から北上、扈從する文武官人らに賜爵・賜祿などを行ないながら十二月一日、不破頓宮に至っている。広嗣の乱が終熄したにもかかわらず、平城京へは戻らず行幸を続けたのは、その意図するところが事件以外にあったことを暗示する。また聖武が伊勢神宮にまで赴かなかったことについて、当初の目標地(伊勢神宮)のすぐ近くにまで来ながら、戦勝の報を聞いたため、方向を転換したのだ、といった理解^⑤があるが、伊勢参拝が当初の目的ならその後の行動は不可解であり、わた

くしは採らない。わたくしは河口（関宮）からの神宮奉幣（遙拝）も、北上して不破へ至ったのも、当初からの予定であったと考える。

しかもこの行幸は、元正上皇・光明皇后をはじめ、その陪従として塩焼王を御前長官、石川王を御後長官とし、さらには藤原仲麻呂を前騎兵大將軍、紀麻呂を後騎兵大將軍に任命、騎兵・東西史部・秦忌寸等を合わせれば惣勢四百人にもものぼるといふ大部隊による大移動であった。このことを、先にみたような出立の経緯と重ね合わせるならば、「暫往関東」かんといいた聖武の意図が、はじめから数日間ていどの離京といたたぐいのものではなかつたことは明白である。聖武の「意ふ所」は、よほど大きな計画であつたとみなければなるまい。そこであらためて聖武一行の辿つた道筋を考えてみたい。

そもそも聖武の離京は東国行幸の道筋は、これまで述べてきたことで明らかのように、出発点の違い（吉野と平城宮）はあれ、大半が壬申の乱（六七二年）における大海人皇子のそれと重なっている。聖武の場合、川口路をとつたが、この道は当時、平城から東国へ向う一般路であつたばかりでなく、斎王の伊勢群行路であつたこと、とくに河口頓宮（関宮）から重ねて伊勢神宮に奉幣していることをみても、その途次神宮を遙拝した壬申の乱における大海人皇子の行動にならうといふ聖武の強い思いがうかがえよう。伊勢神宮が天武（大海人）によってこの乱のあと整備されたことも知られる通りである。

壬申の乱とのかかわりという点では、聖武が平城京を出発した十月二十九日―これまでことさら「壬午」と記してきたが、この日が大海人皇子が吉野を出立した六月の、同じ「壬午」の日であつたことに注目したい。

「壬午」は陰陽道では出行（出発）、行吉事（奉兵）のいずれにも吉日に当たるといい、大海人が意識して選んだ日とされているが、聖武の出発がその日であつたのは単なる偶然とは思えない。ちなみに『日本書紀』によると、

大海人が伊勢神宮を遙拝したのは七月二十六日（丙戌）であるが、聖武が関宮から奉幣した十一月三日も「丙戌」であった。

これらのことから聖武天皇が、壬申の乱における大海人皇子の行動を意識し、それを追体験しようとしていたことはまず間違いないであろう。はたせるかな聖武は、十二月四日、不破頓宮に至って行幸の態勢を解いている。

『続日本紀』に「解_レ騎兵司、令_レ還_三入京_一」めたとあり、騎兵だけは帰京させている。これは不破への行幸が一応の目標であったことを示しているが、この不破こそ、大海人が拠点とし、大友皇子の首がもたらされて乱に勝利した記念すべき場所であったことはいうまでもない。騎兵司は威儀をととのえる上で不可欠の存在であるが、その行粧をあえて不破に至って解いたところに、聖武の真意がもつとも端的に示されている。すなわち聖武は、大海人皇子_二壬申の乱を追体験することによって、皇子が抱いたであろう危機意識を扈從する貴族官人らと共有し、一体感を得ようとしたものであったと考える。その意味で、広嗣の乱は、行動を起すにはもつともふさわしい契機であった。

ところで聖武は、九州での戦況の推移を全く無視して平城京を離れたわけではない。わたくしのみるところ、十月十九日に造伊勢国行宮司を任命して行幸の決意を表明したのは、その時点で事件はすでに峠を越え、解決への見通しがほぼついていたからと思う。『続日本紀』に記す東人からの報告によれば、九月二十五日に投降者があったといい、十月九日には勅使に対して広嗣が下馬、再拝し、「広嗣不_三敢捍_三朝命_一、但請_三朝廷乱入二人（真備と玄昉）_一耳、広嗣敢捍_三朝廷_二者、天神地祇罰殺」と叫んだために広嗣軍が動揺したことを伝えている。乱が始まってほぼ一ヶ月後のことであるから、東人の方ではかなり早い時期から広嗣軍の内情を把握していたと思われる。造伊勢国行宮司の任命はそうした状況下で行われたもので、東人からの報告が深刻であれば、おそらく出発はしていなかった

ろう。といって出立の時点では事件は解決していたわけではなく、なお緊張した雰囲気があったが、出発の機会はおそらくこの期を逃しては得られない、というのが聖武の本音であったとみる。先きにふれた「壬午」の出立を重視するゆえんである。ちなみに干支は六十日で一巡するから次の機会（「壬午」）は十二月三十日まで待たなければならぬ。こうした事情を考えると、聖武の行幸は、聖武自身の意図に即していえば、もともと時宜を得た出発であったのである。

さて、騎兵司が解散され、聖武一行の行粧もごく日常的なものとなった。それまでの緊張感から解放されたのか、『続日本紀』には騎兵司を解散したその日、聖武は国域を巡視し、夜は新羅楽・飛驒楽を楽しんだとある。しかし、これからの行動が示すように、これで行幸が終了したわけでも、平城京に戻ることもなかったわけでもない。この事實は、平城京を出立した聖武の真意が、不破までの東国行幸——壬申の乱の追体験だけに終るものでなかったことの何よりの証拠である。じじつ天皇はこのあと恭仁京の造営に着手する。

すなわち『続日本紀』には、騎兵司解散二日後の十二月六日、「是日、右大臣橘宿祢諸兄在_レ前而発、經_二略山背国相楽郡恭仁郷、以_レ擬_二遷都_一故也」とあり、それまで同行していた右大臣諸兄を先発させ、山背国相楽郡における恭仁宮の経営（＝恭仁遷都）に当らせたのである。

いっぽんの理解では、不破で遊樂した時点では平城京へ戻るつもりであったが、六日になって突然、恭仁遷都が決定された、というふうに見るむぎが多い。しかしこれは正しい認識ではないであろう。聖武の行動がこれ以後積極的となることを考えるならば、離京の真意は、東国行幸が終つてからの行動にこそこめられているとみるべきである。聖武にとって、ここに至るまでの行幸は、その構想する事業の第一段階であったと考える。行幸の責任者でもある右大臣諸兄を先発させたのは、事業が第二段階に入ったことを示すものであった。

恭仁京の造営はその最初の仕事であった。

二 恭仁京の造営

(1)

諸兄を先発させたあと、聖武一行は不破から琵琶湖東岸を南下して近江に入り、志賀山寺に幸して礼仏、十四日には山背国相楽郡玉井頓宿に到着している。聖武が恭仁宮に移御したのは翌十五日のことで、『統日本紀』は「皇帝在_レ前、幸_二恭仁宮_一、始作_三京都_四矣、太上天皇・皇后在_レ後而至」と記している。ことさら聖武が元正上皇や光明皇后より「在_レ前」って恭仁宮に入ったことを記したのは、恭仁宮に対する聖武の強い思い入れをいおうとしているのであろう。

こうして恭仁京の造営⇨恭仁遷都が始まったが、この恭仁京については従来から全く不可解な造（遷）都とみなされ、聖武の行動の異常さの表われとさえいわれている^⑧。

不可解とされていることの第一は、その造営状況の異常さである。あまりにも突然であり、異例であるとみる。たしかにこれ以前の藤原京や平城京の場合、まず造宮・造京工事が開始され、宅地班給のあと、時期を見はからって遷都が行われているのに対して、恭仁京では聖武が恭仁に遷御したあと、造営工事が開始されている。

第二は、恭仁京の立地条件の悪さである。藤原京や平城京に比し、はるかに狭隘な地がなぜ選ばれたのか。しかも平城京とは至近距離にあることが疑問を一層増幅させている。

第三は、これらに加えて、造営工事が三年で停止され、放棄されることである。いったい何のための造（遷）都であったかわからないという疑問である。

たしかに前後の遷都に比すれば、恭仁京は全く異例づくめといわざるを得ない。しかし恭仁京遷（造）都を、それ自体が目的とみるのではなく、聖武のこれから実現しようとする事業のためのもの、というふうには考えられないであろうか。結論を先に述べることになるが、聖武のその後の行動から推測して恭仁京遷都_{||}造都は、聖武にとつて貴族官人を平城京に戻さないための拠点、づくりであったように、わたくしには思われる。つまり恭仁京はその間の一時的な都——将来見込まれる平城遷都に至るまでの仮りの皇都であった、と。そう思う根拠としてわたくしは、右大臣諸兄が恭仁郷に向つて先発したことを記す『続日本紀』天平十二年（七四〇）十二月六日条（前掲）に留意したい。そこには恭仁郷（山背国相楽郡）の経略（_{||}造宮）が「以_{||}擬_{||}遷都_{||}故也」とある。「遷都に擬す」といういい方は他の遷都には見られない表記であり、特殊な意味がこめられていたように思われるからである。

恭仁郷の経路を遷都に「擬する」とは、これを正式の_{||}ミヤコ_{||}としたわけでないことである。聖武は恭仁京を平城京と同等の宮都、すなわち平城京にかわる新都として造宮（_{||}遷都）したのではなかったのである。そのことは翌十三年十一月十一日、恭仁の宮名について次のように奏上した諸兄の言葉にも如実に示されている。

右大臣橘宿祢諸兄奏、此間朝廷以_{||}何名号_{||}伝_{||}於_{||}万代_{||}、天皇勅曰、号_{||}為_{||}大養徳恭仁大宮_{||}也、

この「大養徳恭仁大宮」との宮名についてはのちに取り上げるが、諸兄が奇しくも発した「此の間の朝廷」の言葉は、単なる表現の_{||}アヤ_{||}ではなく、実際に諸兄たちは、ここに在る期間が限られたものであることを知った上での表現であった。恭仁京は当初から有限の宮都であった——聖武の構想する、ある事業のための。

その聖武の事業とは何であったか。

ここで注目されるのが、造宮工事が始まってほぼ一年、天平十四年二月、恭仁京の東北道を開いていることである。近江国甲賀郡に通じる道であるが、やがてその甲賀の地、紫香楽村で行われる大仏造立のための準備作業であ

ったことはいうまでもない。だとすれば恭仁京の造営そのものも、紫香楽村における大仏造立のための拠点作りであったと考えられてこよう。のちにその紫香楽での造仏事業が挫折するや、ただちに恭仁京棄都―平城還都が実現されたことから判断しても、このことは明らかである。なお恭仁の地が選ばれたのは、『万葉集』にも詠われた泉（木津）に近かったからで、物資の陸揚地として、この地以外に最適な場所はなかったといつてよいであろう。^④

ところで紫香楽山中における大仏造立については、これまでさまざまな意見^⑤が出されているが、中国における龍門の大仏を手本にしたとする理解に従っておきたい。周知の通り龍門は長安（唐の都）の副都洛陽の郊外に位置するところで、この洛陽と龍門の在り方を模倣して、平城京を離れた紫香楽の地が求められたものと思う。天平十三年三月に下された国分寺建立の詔の中で、「其造塔之寺、兼為_二国華_一、必択_三好処_二」として、その好所にあげられた条件は、「近人則不_レ欲_三薰堊所_一及、遠人則不_レ欲_三勞_レ衆帰集_二」というものであった。宮都と適当な距離にあるのが好所で、遠くても近くてもいけないのである。むろん大仏造立の条件とは異なるが、この国分寺の構想が大仏造立に連なる事業であったことを考えると無関係であったともいえない。平城京（恭仁京）から三十キロ離れた紫香楽は一、二日行程の距離であり、大仏建立のための「好所」であったといつてよい。造立地を求めるのが東国行幸の目的であったとか、恭仁京造営中に東北の紫香楽をみつけたといった理解もあるが、周知のように聖武自身の述懐によれば、大仏造立の発願は天平十二年二月、河内智識寺に行幸した折、本尊の盧舎那仏を礼拝したのがきっかけで、自分もいつかこの像を奉造しようと思つたといわれている。広嗣の乱の起る七ヶ月前のことであるから、造立の構想も、その場所の点定も、平城京出発時にはすでに固まっていたとみるべきであろう。

(2)

それにしても大仏造立を目的としながら、なぜ東国行幸といった人間の移動が行なわれ、さらには恭仁京造

(遷) 都という大事業が必要とされたのであろうか。今日の合理的考えからすると、時間的・経済的な浪費を重ねているとしかいいようがないが、聖武天皇にとっては決して浪費ではなかったとみなければならぬ。

そのことに関連してわたくしは、天平十五年(七四三)十月に下された大仏造立の詔に留意したい。有名な詔文ではあるが、改めて掲げると、それは次のようなものであった。

(前略) 粵以下天平十五年歲次癸未十月十五日、發菩薩大願、奉造盧舍那仏金銅像一軀、尽三國銅而鎔之、象、削大山以構堂、広及法界、為朕知識、遂使同蒙利益、共致菩提、夫有三天下之富者朕也、有三天下之勢者朕也、以此富勢造此尊像、事也易成、心也難至、但恐徒有勞人、無能感聖、或生誹謗、反墮罪辜、是故預知識者、懇發至誠、各招介福、宜每日三拜盧舍那仏、自當存念、各造盧舍那仏也、如更有人情願持一技草一把土助造像者、恣聽之、(後略)

すなわち、このたび菩薩の大願を發してルシャナ仏を奉造することにしたのは、万人がひとしく自分(聖武)の知識となつて結縁することにより、ともに利益をこうむり、ともども菩提にいたりたいからである。天下の富勢を持つのはこの自分であるから、自分が尊像を造るのは難しいことではない。しかしそれでは心のこもつた眞の造仏とはいえず、却つて人の誇りを招きかねない。だから(そういう趣旨に賛同して)知識に預ろうとする人々は、至誠をもつて協力してほしい。それを望むなら、一枝の草でも、一把の土でも協力することを許そう、というものである。

これは、聖武が広く天下に呼びかけて造仏事業への知識結を募つたものである。もっとも、一般にはその中にみる「有三天下之富者朕也、有三天下之勢者朕也」という言葉に、所詮は権力者の恣意にすぎない、といった理解がなされることが多いが、それでは聖武の眞意を汲み取つたことにはならないであらう。ここで聖武がいおうとして

いるのは、人々の協力し知識結を通して造仏事業の意味を理解させ、いわば同朋意識を共有させようとしたことにある。そのためには、たとえ自分に天下の富勢があり、それによって事業を行っても、それでは仏に魂をこめたことにはならないのだ、ということ強調するために、ことさら「天下の富勢……」と誇張したのである。河内知識寺で発願したという述懐に偽りはないと思われる。そしてこの詔に認められる聖武の意図は、東国行幸の趣旨にそのまま通じるものであったろう。

東国行幸は、壬申の乱の追体験、換言すれば非日常の状況の中で、精神的な昂揚をはかることが目的であった。それによって同行の貴族・官人と共通の意識を持ち、精神的紐帯を強めることであった。とすれば、そうした貴族・官人との一体感の共有は、聖武のめざす知識結そのものであったとはいえないか。東国行幸は、聖武の主導による一種の知識結の行動であったと思う。関宮（十日間）や赤坂頓宮（九日間）での長い滞在は、広嗣事件が解決したにもかかわらず続行する行幸の趣旨について、貴族や官人たちに理解と同意を得るために費されたものではなからうか。客観的には浪費としか思えない東国行幸であるが、聖武にとっては、そのあとに想定している事業の展開上、不可欠の手続きであったのだと思う。

(3)

さて、東国行幸とそれに続く恭仁京造営は、知識結によって大仏造立を実現するための手続きであったというのが、これまでの考察の趣旨である。聖武にとって、平城京へ戻っての造仏は全く意味のないものなのであった。それが、東国行幸の帰結として造仏事業を完遂するということであり、それを聖武は、鎮護国家のための大事業として行なおうとしているわけであった。そのために東国行幸という形で精神的昂揚がはかられたのであり、したがって日常的な次元——平城京に戻ってはならなかったのである。平城京の至近の場所でありながら、あえて恭仁京が

造営された所以である。

ここが、狭いとはいえ交通の利便さにおいては平城京に勝っており、造仏事業の拠点として最適地であったことについては先述したが、この恭仁京の造営に関して留意されるのが、遷御して九ヶ月後の天平十三年九月に至り、智努王と巨勢奈氏麻呂の二人が造宮卿に任命され、ようやく組織的な事業が開始されていることである。『続日本紀』に記す造営状況から判断するに、この九ヶ月間は新宮の造営と新京の条件づくりに専念されたもののように、おそらく諸兄が中心になって推進したのであろう。ちなみに造宮卿が任命された日、勅が下され、「以三京都新遷^①太^②赦天下^③」すと発表され、広嗣の乱の縁坐者を含めて免罪され、また「大養徳・伊賀・伊勢・美濃・近江・山背等国供^④奉行宮之郡、勿^⑤収^⑥今年之調^⑦」として、東国行幸の路次の郡に対して慰勞されている。他の例からすれば、これが恭仁遷都の詔とみていいのかも知れない。ただしこれも遷都の習いで、造都事業はこれ以後本格化している。造宮卿が任命された翌九日には早速、「為^⑧供^⑨造宮^⑩、差^⑪發大養徳・河内・摂津・山背、四国役夫五千五百人^⑫」として四畿内から役夫を徵発しており、これが基本的な造都体制であった。三日後の十二日には百姓に宅地班給し、賀世山を境に左・右京が定められ、十一月に至って「大養徳恭仁京」との宮号も定められている。

ところでこの恭仁京の造営でもう一つ注目されるのが、周知のように、行基が登用されたことにある。すなわち天平十三年の七月から十一月にかけて行われた賀世山の東河の造橋は、行基に率いられた優婆塞らによるものと考えられている。それまで民衆を妖惑するものとして弾圧の対象であった行基が、ここに來て認められ、ついには大僧正まで贈られることになるが、これは聖武の提唱する知識結の行為だったからに他ならない。

このことに関連してわたくしが興味深く思うのは、天平十四年（七四二）、秦忌寸嶋麻呂が宮城の垣を造った功で正八位下より一挙に従四位下に叙せられ、あわせて太秦公の姓を与えられていることである。^⑬ 恭仁京の造営に個

人的・私的協力が求められていたことを示しているが、これも優婆塞らの労力提供に共通する一種の知識結といつてよいであろう。地方豪族の財力や労力の貢進は、たとえば長岡造都の折、山背国葛野郡の人外正八位下秦忌寸足長が造宮に功あるをもって従五位上を授けられ（延暦三年十二月）、従七位上大（太）秦公宅守が太政官院の垣を築いた功で従五位下を授けられている（同四年八月）。また平安造都では秦氏の事例はみられないものの越前人船木直安麻呂が、亡父従五位下馬養の遺志をうけて米千石を造宮料として進めたというように、こののちしばしばみられるものである。恭仁京の場合、秦下嶋麻呂（造宮録）のように造宮省の官人を兼任していた点に特徴を有するが、特定の氏族なり個人の財力提供が恭仁京の造営で初出するのはきわめて重要な意味をもつ。造都における個人的・私的協力はどの時代にもみられるといったものでなく、恭仁京ではじめて採用された方式であり、それは知識結による造仏の趣旨に添うものであったと考えたい。

聖武はこの事業を推進するに当り、通常の方式である造宮機関による役人や物質の調達方式だけでなく、この知識結方式を併用し、場合によってはそちらに期待をかけることが大きかったのではないか、と思う。それが、工事が始まって九ヶ月後の造宮卿の任命——遅きにすぎる推進機関の組織化となったのではないか。そのために通常の方式による造都事業を不十分なものとし、結果として造都づくりを停滞させるようになったのではなからうか。そのことを証する確かな材料はないが、わたくしにはそのように思えて仕方がない。そしてこの初期段階、すなわち恭仁京造都におけるこの遅れが、結局命とりとなつていったように思われる。

(4)

さて、これまで縷々述べてきたように、大仏造立の拠点として求められたのが恭仁京であったが、しかしその恭仁京の造営は決して平城京の放棄、決別を意味するものではなかった。そのことは天平十七年五月の平城還都まで

の間、平城京に留守官が常置されていたことが何よりの証左である。また恭仁遷御後までもない天平十三年閏三月、「自今以後、五位以上不得任意住於平城」、如有事故二必須退帰一、被賜官符一然後聽之、其見於平城二者、限今日内一悉皆催発、自余散在他所二者亦宜急追一」という禁足令が出されたのも、そのことを物語る。恭仁遷都の間、平城京は依然皇都として残されていたからこそ強制的に禁足する必要があったのである。なお禁足令が五位以上を対象とするものであったところにも、恭仁京が本格的な遷都でなかったことを示している。

その点で天平十三年十一月二十一日、聖武天皇が右大臣諸兄の奏上に応え、この恭仁宮の号を「大養徳恭仁大宮」としたという『続日本紀』の記載（前掲）はまことに意味深い。「山背の恭仁の都は春されば……」（『万葉集』境部老麻呂）と詠まれたように、恭仁の地が山背であることは周知の事実であるにもかかわらず、あえて大和（大養徳）の恭仁と号した背景には政治的な意味がこめられていたように思われる。「大養徳恭仁大宮」の呼称には、奈良坂を越え木津川を渡ればすぐそこに恭仁京があるという地理的な親近感もあったに違いないが、大和のミヤコであると称することで、平城京体制から決定的に離脱したのではないのだということを表明したものとみたい。重ねていえば恭仁京は、平城京には戻らずに造仏事業を行なうための拠点であった。あえて「大養徳」を冠したところに、人々の反発を押えるための巧妙な配慮がうかがわれる。

なお恭仁京については、難波京のような平城京の陪都・副都であったという理解もなされているが、わたくしには従えない。難波京は平城京の外港であり、平城京を補完する機能をもつ（それがすなわち陪都）が、先述来の意図で造営された恭仁京を平城京の陪都とみるのは適当でない。

しかし恭仁京は、本格的な宮都ではないとしても、天皇以下が移った以上、最低限の機能が用意されたことはいうまでもない。伊勢神宮及び七道諸社に奉幣して遷都を奉告し（天平十三年正月十一日）、平城京の兵器（同閏三

月)や東西市人を新京に移した(同八月)のもそれである。ただし都市造成そのものはそれほど計画的になされたとは思えない。天平十三年九月、賀世山西道を左右兩京の境界にしたというが、実際の地勢をみても不整形は免かれず、京城なども明確に定められたわけではなかったろう。恭仁京造営の目的からすれば、狭い土地を有効利用し、平城宮から移建した大極殿などの殿舎を中心に必要最小限の官衙が建てられればよかったのである。

三 難波への「定京」

(1)

ところが恭仁京の造営は、着手して三年、天平十五年(七四三)十二月二十六日に至って停止された。その間の経緯について『続日本紀』は次のように記す。

初壞_ニ平城大極殿并歩廊_一、遷_ニ造於恭仁宮_一、四_ニ年於茲_一、其功纔畢矣、用度所_レ費、不_レ可_ニ勝計_一、至_レ是更造_ニ紫香樂宮_一、仍停_ニ恭仁宮造作_一焉、

一読して明らかなように、造営に莫大な費用のかかったことがその理由である。しかしそのあと「是に至って紫香樂宮を造る、仍って恭仁宮の造作を停む」とあるように、恭仁京造都の中止は、実は紫香樂宮の造営にかかわる措置であったことが知られる。じじつ聖武は前年八月十一日、造宮卿智努王・同輔高岡連河内ら四人を造離宮司に任命し、近江国甲賀郡で紫香樂宮の造営をはじめている。恭仁京の造宮官の一部が派遣されているわけで、ここにも、紫香樂での事業が恭仁京造営の一環であったことが示されている。聖武は同八月二十七日、知太政官事鈴鹿王・左大弁巨勢奈豆(氏)麻呂・右大弁紀飯麻呂を恭仁京の留守官、摂津大夫大伴牛養・民部卿藤原仲麻呂を平城京の留守官となし、紫香樂宮に行幸している。ほぼ一週間滞在したのち九月四日に恭仁に戻っているが、これを皮

切りに同年十二月、翌十五年四月と紫香樂への行幸を重ねている。滞在はいずれも数日から十日程度であったが、十五年七月の場合は四ヶ月にも及んでいる（七月二十六日～十一月二日）。紫香樂での事業の本格化が感取されるが、この間（十月十五日）大仏造立の詔を紫香樂で發布、翌十六日には東海・東北・北陸三道二十五箇国の調庸を紫香樂宮へ貢進せしめることとし、その上で同十九日、天皇は盧舎那仏を造る寺地を開いている。これには行基も弟子を率いて参加している。このようにみると、その後に出された先の恭仁京造営の停止⇨紫香樂宮の造営が、大仏造営のための現地におけるいわば足場づくりであったことは明らかであろう。

ところが年が明けて天平十六年正月、聖武天皇が突如として装束次第司を任命するなど難波行幸の準備に着手しているのは、いかなることか。しかも翌閏正月一日には百官が召集され、「恭仁・難波二京何定為_レ都、各言_ニ其志_一」へと問うている。これに対する官人たちの答えは「陳_ニ恭仁京便宜_一者、五位已上廿四人、六位已下百五十七人、陳_ニ難波京便宜_一者、五位已上廿三人、六位已下百三十人」であったという。この意見聴取はそれから三日後、市人にも行われ、巨勢奈豆麻呂・藤原仲麻呂が遣わされ、定京のことを問うている。先の官人の場合は恭仁京派がわずかに優勢であったのに対し、市人の場合は「市人皆願_下以_レ恭仁京為_レ都、但有_ニ願_ニ難波_一者一人、願_ニ平城_一者一人」といい、恭仁京希望者が圧倒的であった。市人には店舗や物資を移す煩わしさがあったのであろう。この数字は少なくとも当時恭仁京にいた官人（市人の人数は不詳）の数を示すものとして興味深い、いずれにしろその過半数が恭仁京をよしとしたわけである。意見聴取の真意がなんであれ、難波京は否定されたはずであった。しかるに一週間後の閏正月十一日、聖武天皇は鈴鹿王・仲麻呂を留守官に定めて難波京に向っている。一ヶ月ほど前、恭仁京の造営の停止と紫香樂宮の造営の開始を決定したばかりのことであり、しかも先の「定京」論議の結果を無視しての難波遷幸であった。遷都に関する意見聴取は先例がないが、それにしてもこれでは何のための意

見聴取であったのだろうか。

結果はともかく、この異例な意見聴取が難波遷都の合意を取りつけようとしたものであったことは間違いない。計画では難波宮を願う者が大半とみなし、いわば世論に添う形で遷都の実現を目論んでいたところ、期待に反して逆の結果が出たというものであろう。そこで世論を無視しても遷幸を強行したものと考えられる。平城京からさらに離れることは抵抗が予想されたに違いない。そこで至近距離の恭仁を「大養徳恭仁大宮」と号したのと同じ配慮から異例の意見聴取が行われたのであろう。換言すれば遷都に対する衆議の形成をはかろうとしたものであった。しかし結果は裏目に出た。難波遷都に対する反対は、恭仁京や紫香楽にある人びとの間に不満が鬱積していたことを示している。しかも難波への遷都は、事態がうまく回転しなければ、紫香楽での造仏事業を否定しかねないものであった。その辺りの情勢判断の甘さは覆いがたい。

聖武の難波遷幸にともない、二月に入るや、恭仁宮にあった駅鈴や内外印を難波宮に取寄せ、諸司・朝集使らも召した上（乙未）、あらためて恭仁宮および平城宮留守官を任命（二日）、さらには高御座や大楯が恭仁京から移され、同じく兵庫の器械も運ばれている（二十日）。皇都としての条件づくりが行われたわけで、恭仁京百姓たちに対しても願う者には難波への移住を許している（二十一日）。このたびは禁足令は出されなかったようだ。それどころかのちの事実には照らして、この時難波に移ったのは橋諸兄らごく一部の人に限られ、多くは恭仁京にとどまるとみられる。しかし二十六日には勅が下され、「左大臣宣勅云、今以難波宮定為皇都、宜知此状、京戸百姓任_レ意往来」として難波が皇都と定められている。

ところが聖武天皇は、この皇都宣言が出される二日前の二十四日、またまたその難波京を去って紫香楽宮に赴いている。翌天平十七年の元旦はその紫香楽宮で五位以上に賜宴しており、天皇はこの年五月平城へ遷都するまで、

紫香樂宮を離れることはなかったのである。そんなわけで天皇が難波に滞在したのはわずか四十日に過ぎない。天皇不在の皇都宣言であったことや、『統日本紀』が紫香樂を「新京」と記載していることから、難波に残った元正上皇⑤諸兄と紫香樂の聖武・光明皇后⑥仲麻呂との対立、いわば二所朝廷が現出したとみるむきもあるが、にわかには賛成はできない。これは聖武の在所を「新京」と称したままで、紫香樂へは、恭仁京からも難波京からも「遷都」したわけではないし、不在中の皇都宣言は諸兄に勅を託したまでのことである。

しかしそれにしても恭仁京の造営をやめ、紫香樂宮の造営を打ち出した上での難波遷都の強行、しかもその難波にも一時期しか滞在せず紫香樂に赴いている——これだけから判断すれば、聖武の行動は不可解としかいいようがないが、これについてわたくしは、以下のように考える。

平城遷都を抑止しつつ大仏造立の間の宮都とした恭仁京の造営を中止すれば、それが引き金となって平城遷都への動きが生じないとも限らない。つまり難波遷都は、そうした恭仁京の造営中止を機に生ずる政治変動——恭仁京棄都⑦平城京遷都への気運を抑えることに真意があったのではないか。その限りでは遷都を避けつつ、大仏鑄造を進めるといふ当初の計画に添う措置であったと考える。その点で、既存の建物や施設が利用できる難波は恰好の場所であったろう。したがってまた、この遷都は、天皇の造像にかける固い決意の表明でもあったといえる。

ただしわたくしは、この難波遷都は平城離京時の構想にはなかったものと考え。恭仁京造都の中止にともなっ
て急拠浮上してきた構想というか措置ではなかったか。したがって難波遷都は、聖武本来の意図からはずれるものであり、この辺りから紫香樂での造仏事業は大きく挫折しはじめている、というのがわたくしの認識である。難波遷都もそこそこに紫香樂へ先行した聖武の姿には焦燥感すら感取できよう。しかしその間に起った事件は、造像にかける聖武の決意を一層増幅させる一方、事態を危機的な段階に進めることになった。

(2)

事件とは、難波遷都の行幸に扈從していた安積親王が、その途次、「脚病」によって河内の桜井頓宮から恭仁宮に戻り、二日後の閏正月十三日に死亡したことである。十七歳の若さであった。

周知の通り親王は聖武の夫人梶原藤原氏を母とし、光明皇后所生の基王が夭逝した神龜五年（七二八）頃生まれている。すでに天平十年（七三八）、阿倍内親王が皇太子となっていたが、安積親王が聖武の唯一の男子である以上、依然有力な皇位継承の有資格者であったことに変わりはない。そこでの急死であるから、古来安積親王の死には疑惑が抱かれ、藤原氏によって暗殺されたとみる意見が強い。その論拠としてあげられるのが、一つは、恭仁京に留守官として残っていた藤原仲麻呂が、親王没後の二月二日になされた人事で、一人だけ留守官から解任されていることで、これを仲麻呂が暗殺に関与したことに對する処罰とみるのである。二つは、『万葉集』には親王の死を傷む大伴家持の歌を収めるが、そうした歌の作られた時期から判断して、親王は死ぬ直前まで元氣であったとみてこれを暗殺説の根拠とする。

しかし仲麻呂処罰説、つまり安積親王暗殺説の難点は、そのご仲麻呂の身柄が拘束された気配が全くないことである。それどころか仲麻呂は、翌天平十七年正月、紫香楽宮で行われた叙位で従四位上より一挙に二階級特進して正四位上となり、さらに同年九月には近江守に任じられている。これは他の例からしても、仲麻呂が下手人であれば有り得ないことで、親王の死は予期せざる事態であったかもしれないが、決して不自然なものではなかったと考える。

恭仁宮の留守官を解かれた仲麻呂は、紫香楽宮での叙位が示すように、当時紫香楽宮にいた聖武天皇のもとに赴き、これに従ったとみられる。そしてこれを機に仲麻呂は、聖武天皇の造仏事業を推進するためその補佐に当たった

のではなからうか。右にみた仲麻呂の二階級昇進も、このことに対する勳賞の意味があったと思われる。留守官を解かれた仲麻呂が元正上皇や橘諸兄らのいる難波宮へ赴いた可能性は少ないと思う。

仲麻呂については『続日本紀』天平宝字八年（七六四）九月十八日条の薨伝に、「率性聡敏、略涉_ニ書記、從_ニ大納言阿倍少麻呂、学_レ筆_ニ九精_ニ其術_ニ」とあり、算術にも精通していたというが、土地測量や天文計数などの理論的・数学的才覚は、恭仁京時代に發揮されたであろう。たとえば天平十三年（七四一）九月、木工頭智努王・散位高丘連河内・主税頭文忌寸黒麻呂ら三人とともに、恭仁京における庶民の宅地班給や左右兩京の設定に当たっている。また先の難波遷都の折には中納言巨勢奈氏麻呂とともに市に派遣され定京のことにも当たっている。むろんこうした任務は、民部卿や左京大夫といった仲麻呂の当時の職責によるものであったろうが、仲麻呂以上の適任者はそれほど多くはなかったはずである。しかも仲麻呂は、それらを処理していく過程で、しだいにその能力を認められていったようにみえる。天平十五年五月、参議に任じられている。そうした仲麻呂を、安積親王の死を契機に造仏への傾斜をさらに強めた聖武天皇が紫香楽に呼び寄せたとみるのは、決して誤ってはいないと思う。

ちなみに留守官ということに関して付言すれば、天平十四年八月、始めての紫香楽行幸の時、恭仁京の留守には鈴鹿王（知太政官事）・巨勢奈豆麻呂（左大弁）・紀飯麻呂（右大弁）が、平城京の留守には大伴牛養（撰津大夫）・藤原仲麻呂（民部卿）があてられ、行幸には諸兄や藤原豊成らが随行した。また同年十二月の紫香楽行幸の時も大伴牛養を除く先の四人が留守官となり、諸兄らが従った。ところが翌十五年に入ると、四月の時は諸兄（右大臣）・奈氏麻呂・飯麻呂・多治比木人らが留守に任じられ、また七月の行幸では諸兄・鈴鹿王・奈豆麻呂の三人が留守官となっていることから、この二回の紫香楽行幸（このうち後者が四ヶ月に及んだ）には諸兄にかわって仲麻呂が行したと考えられている。諸兄を恭仁に残した事情については明らかでないが、恭仁宮と紫香楽宮を並行して造営

していく上での役割分担（恭仁京⇨諸兄、紫香楽宮⇨仲麻呂）といったことと、関係あるかも知れない。おそらく紫香楽宮造営が具体化し、造仏事業が実務的な段階に入ったことで、仲麻呂が起用されるようになったものではなからうか。

恭仁京遷都に始まる紫香楽宮の造営、大仏造立、難波遷都といっためぐるしい政治動向を、橘氏と藤原氏の対立抗争の軌跡として理解することが多いが、にわかには賛成できない。ただし両氏の対立といえるものが明らかになるのは、天平十五年五月、仲麻呂が参議に任じられた頃からで、それは紫香楽における聖武天皇の造仏に協力し、着々と実績をあげていく仲麻呂と、（恭仁棄都のあと）難波宮に残り、いわば留守官として無為に日々を過ごすことを余儀なくされた諸兄との間に生じたものとみてよいであろう。のちのことになるが、天平宝字元年（七五七）七月、仲麻呂の専權に対して乱を起そうとして捕まった橘奈良麻呂は、仲麻呂の無道に対して「造_三東大寺_一、人民苦辛、氏々人等亦是為_レ憂」と非難したが、「造_レ寺元起_自汝父時_一、今_三善_二人憂_一、其言不_レ似」——責任は橘氏にもあると切り返され、返す言葉もなかったという。この時点（奈良に戻っていた）では大仏の鑄造、東大寺の造営を推進したのが仲麻呂であったことは明らかであるが、この奈良麻呂への反論は、当初橘氏（諸兄）もかわっていた造仏事業の主体が、ある時期から藤原氏（仲麻呂）に移ったことを示唆するものとして留意される。その分岐点は、両者が難波（諸兄）と紫香楽（仲麻呂）にわかれていた時期のことであったように思われる。

四 紫香楽造仏の放棄

さて天平十六年（七四四）二月、あわただしく難波を去った聖武天皇は、紫香楽の地で鋭意造仏に専念したとみられる。十一日には早くも甲賀寺に仏体の骨柱が建てられるまでになっていた。聖武自らがその繩を引いたという

が、この儀式には、それまで難波宮に留まっていた元正上皇も参列している。聖武天皇は、翌十七年の正月も紫香楽宮で迎えている。『続日本紀』の元旦条に、「廢朝、乍遷_ニ新_ニ京、伐_レ山開_レ地、以造_ニ宮室、垣牆未_レ成、繞_ニ以_ニ帷帳_一と記すことから、この時点で再び難波から紫香楽に遷都されたとみる理解もあるが、先述したように、これは天皇の所在地となった紫香楽を「新京」と称しているだけであって、遷都を意味するものではない。

しかし四月に入る頃から紫香楽宮周辺の山々で火災が続発する。自然発火の類いかそれとも放火か、真相は明らかでないが、社会的な不安や動揺のあったことを暗示している。そうした状況の中で天皇は紫香楽での造仏を断念する。五月に入り、再び定京に関する世論調査が行われた。二日は太政官が諸司官人を召集して下問、「以_ニ何処_一為_レ京」と、四日には大膳大夫栗栖王が平城京の薬師寺に出向き、四大寺（大安・薬師・元興・興福寺）の衆僧にも同じことを尋ねている。その結果は、いずれの場合も、「皆曰、可_レ都_ニ平城_一」、すなわち全員一致しての平城遷都希望であった。今回は平城京に残っていた僧侶たちにも尋ねているところに、奈良の寺院勢力を無視できなかった事情が推測されよう。これは紫香楽での造仏事業の挫折とも無関係ではなかったはずである。恭仁京の造営停止から一年四ヶ月後のことであった。

かくして聖武天皇は、このたびは人々の意向に従う形で平城京へ戻った。五月五日、紫香楽宮を出発した天皇は、いったん恭仁京に立寄っているが、『続日本紀』によれば翌六日、車駕が恭仁京の泉橋にさしかかったところ、「于_レ時百姓遙望_ニ車駕_一拜_ニ謁道左_一、共称_ニ万歳_一したという。そして十日、「是日、恭仁京市人徙_ニ於平城_一、晝夜争行、相接無_レ絶」とある（結局、市人は難波京へは移っていなかったのである）。天皇が平城京に戻ったのは翌十一日のことであった。

難波京にいた諸兄たちがどの道筋を経て平城京へ戻ったか明らかでないが、おそらく聖武天皇が恭仁京に滞在中

これに合流し、ここに留まっていた官人たちと一緒に平城京に戻ったものであろう。

平城京に戻った天皇は中宮院を御在所に、旧皇后宮を宮寺とし、諸司百官もおのおの本所に帰った。大極殿など重要な建物は恭仁京に運ばれてなかったが、むろん他の建物は残っていたのである。六月に入って宮門に大櫓も立てられ、十二月には恭仁京の兵器も平城に戻された。これをもって「大養徳恭仁大宮」は名実ともにその生命を終え、大仏造立を終局の目的とする「関東行幸」も終焉したのである。

聖武天皇による紫香楽での大仏鑄造事業はこうして放棄され、「彷徨五年」の歳月は何ひとつ成果をあげることなく終わった。これ以後、造仏は場所を大和の金光明寺（東大寺）に移して再開されることになる。ここは聖武の第一皇子基王の菩提寺で、ある意味では造仏事業が私的性格を帯びることになったといってもよい。しかし紫香楽での造像にかけた天皇の熱意を思うとき、平城京へ戻ってからどれほどの情熱を持ち続けられたであろうか、わたくしは疑問に思う。天平十六年（七四四）正月以後、在位中でありながら、元旦の朝賀が行われなかったことが示すように、以後の天皇には政治に対する意欲すらみられなくなる。天平勝宝元年（七四九）七月、大仏開眼供養を待たずして譲位したのも、相応の政治的理由からであろうが、この事業に対する天皇の意欲はすでに失われていたといっても間違いないであろう。還都以後の造仏事業が、聖武天皇を援けた仲麻呂の推進するところであったことは先に述べた通りである。

東国行幸にはじまり、恭仁京造都（難波京遷都）を進めながらの紫香楽での造仏事業は、こうして挫折し瓦解した。何故か。ひとことでいえば、やはり余りにもまわり道をしたということであろう。東国行幸を通じての知識結意の形成は、余りにも理想主義的であったし、造仏のための拠点づくりである恭仁京造営に時間（物資と財力）

をとりすぎた。それに、詳しい実態はわからないが、造宮・造仏に採用した知識結方式^⑤は、必ずしも十分な成果をあげなかったとみられる。五年間の後半における聖武の行動をみると、大幅に遅れた事業の実現のために、半ば狂気になったとすら思えるふしがある。難波遷都以後とくにそれが著しい。ようやく紫香楽の地で盧舎那大仏造営にこぎつけたものの、時すでに遅く、貴族官人あるいは寺院勢力の不満も限界に達していた。

こうして聖武天皇は造仏を断念した。平城京へ戻ってからの聖武天皇は、いわばもぬけの殻であった。

天平勝宝四年（七五二）四月九日、大仏開眼供養が盛大に行われた。「仏法東帰、齋会之儀、未嘗有如此之盛也」とは、この日のことを記す『続日本紀』の記事であるが、娘の孝謙女帝らとこれに臨んだ聖武上皇の胸中に去来するものは何であつたらうか。

注① 広嗣の乱については、横田健一「天平十二年藤原広嗣の乱の一考察」（『白鳳天平の世界』所収）や北山茂夫「七四〇年の藤原広嗣の反乱」（『日本古代政治史の研究』）など参照。

② 『続日本紀』では伊勢国壹志郡河口頓宮が「関宮」と命名されたのを当地に到着した日、天平十二年（七四〇）十一月二日条に記すが、その命名は本文に述べたような経過で行なわれたものと思う。

③ たとえば田井泰子「日本古代遷都論―恭仁京をめぐる―」（『寧楽史苑』27号）など。

④ 北村繪「壬申の乱理新地考（一）（二）」（『史迹と美術』56輯8～10）に詳しい。

⑤ 大海人皇子は名張から北上している。

⑥ 聖武はこれ以前、広嗣の乱が起こるやただちに治部卿三原王等を伊勢神宮に派遣し、奉幣している（『続日本紀』天平十二年九月十一日条）。

⑦ 北村繪、前掲④。

⑧ 恭仁京に関しては『加茂町史』（古代・中世編）の巻末に参考文献一覧が掲載されているので参照。

⑨ 恭仁の地が交通の要衝であつたことについては田井、前掲③で詳しく論じられている。

- ⑩ 横田健一「安積親王の死とその前後」(『白鳳天平の世界』)参照。
- ⑪ 天平十三年の元旦、聖武は始めて恭仁宮に出御して朝賀を受け、七月には元正上皇が新宮に移御している。この間平城宮の兵器が運ばれ、禁足令も出された。また八月には市も移されている。
- ⑫ 『続日本紀』天平十四年(七四二)正月七日条に、「天皇幸_三城北苑、宴_三五位已上、賜_三禄有_レ差、特給_三造宮卿正四位下智努王東繩六十疋・綿三百屯、以_レ勤_三造宮殿_二也」とある。造宮録奏嶋麻呂の協力を考え合せると、この時の褒賞に智努王の個人的奉仕が前提にあったと考えられなくもないが、文意から判断すると、ここでは造宮卿という職責に対する勸賞とみた方がいいだらう。
- ⑬ 直木孝次郎「天平十六年の難波遷都をめぐって―元正太上天皇と光明皇后」(『飛鳥奈良時代の研究』所収)。
- ⑭ 横田健一、前掲書⑩。なお、林陸朗氏は横田説を否定はされないが、疑義を提出されている「奈良朝後期宮廷の暗雲―皇犬養家の姉妹を中心として―」(『上代政治社会の研究』)。
- ⑮ 恭仁京の造宮卿および紫香楽宮の造宮(造離宮司)に当たった智努王が、のち天平勝宝五年(七五三)七月、檀主となり知識によって仏足石を作らせているのは(『寧楽遺文』)、大仏造立の体験によるものであろう。造仏事業が与えた影響を考えると興味深い。なおこの智努王は長親王の子で天武天皇の孫にあたり、基王の菩提寺金鐘寺(東大寺の前身)山房の造立にもたずさわった人物である。